

- ・一人で5種類以上の化学物質を取り扱うことはほとんどない。量産化する場所では特に使用化学物質は限られる。リスクも限られている。
- ・使えていない。化学物質を取り扱っている側からすると、担当者が理解していることの方が大切と思う。
- ・環境ホルモンなどの問題があったときに対応がなかった。新たな課題に対応することは遅いと思う。

表 2-8 ヒアリング項目 8 の結果 (MSDS の改善として、何を期待しているか?)

- ・ (7) の理解度の課題と同じ。
- ・ 実験をする場合は、含有率、不純物、安定剤などの情報がほしい。ほとんど記載がない。企業秘密だということのようだ。でも、インターネットで引くと米国の機関の MSDS に載っていたりする。最近では、スチレンの重合防止剤が知りたかったが、結局インターネットで米国 OSHA から情報を収集した。
- ・ フォーマットを統一してほしい。
- ・ 濃度の下限値があるのはおかしい。混合物を作るメーカーは成分がわかっているのに、1%とか0.1%とか以下であると表示をしない。化学物質のユーザーサイドとしてはわかっていることは情報公開してほしい。アセンブリメーカーとしての建設業も MSDS を問われることが時々ある。しかし、必要なデータがないことも多い。
- ・ 毒劇物法、化管法 (PRTR 法) 労働安全衛生法で統一性がない。
- ・ 硝酸を消防法的に見ない (量規制の面)。毒劇物としてみる。
- ・ 工場間で化学物質管理のレベルが異なる。
- ・ MSDS の内容が統一されていない。記載がまちまちである。同じ項目であっても、ある業者では表にし、別の業者では箇条書きで、順番が違うこともある。
- ・ ミスもある。特に濃度による該当法令の表示にミスが多い。「1%未満は該当しない」などについての厳密さに欠ける。業者の能力が反映していると思われる。
- ・ 建設会社は、何百という現場が動いており、MSDS の入手を徹底させることも難しい。ぜひ、各社の MSDS をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい。
- ・ 緊急時対応として「牛乳を飲ませろ」はないだろう。工場内に牛乳はない。たとえあっても工場内で牛乳を使うことは部品の汚染の心配から不可能に近い。原本の MSDS のコピーが使われているのだろうが、検討の余地があるだろう。
- ・ 納入先からの記載内容の変更の連絡がない。PRTR 法など新しい法律が導入されたのに、内容の変更の連絡がない。新しい物がほしいといえ送ってくれはするが。
- ・ 100 種類以上の試薬があるととても見ていられない。
- ・ MSDS の情報は端折ってほしくない。出来るだけの情報を入れてほしい。おおざっぱな MSDS から詳細な MSDS は作り出せないで、管理部門としては詳しいほどありがたい。例えば、LD₅₀ などのデータがはっきりしていると、有害性のランキングを示せる。ISO では環境影響評価をするときに LD₅₀ を使う。細分化する、優先順位化するときには情報が詳しくきちっとある方がありがたい。

表 2-9 ヒアリング項目 9 の結果 (国連 GHS 勧告が導入されることの課題)

- ・ 管理職には現在まったく認識がない。
- ・ 日本の化学物質管理関連法令との整合性をとってほしい。
- ・ 国連 GHS 勧告で追加される項目が大変である (新しい規制に対応するのは大変である)。
- ・ 日本では、毒劇物法は保管庫の外には適用されない。今後、メッキ槽の上にラベルは必要になるのか等の情報がほしい。

- ・義務づけについては、増やしてほしくないことが正直な気持ちである。すでに、全国科学機器メーカー業界で、ラベルを決めている。PL法の導入の時も大変だった。取り説を書き換えたが、極端な場合には説明文の半分ぐらいが警告表示に、それも絵入りになったりした。学生実験向けにはそれぐらい必要だということで対応した。
- ・建設業では安全についての分類はそこそこ分かると思う。火事に注意している。有害性はわからないことが多い。理解が得にくい。
- ・MSDSとか分類とか、日本の行政に一貫性がない。MSDSも各法で異なるのは改善してほしい。
- ・既製品で納まらない部分や領域については、デフォルメしたものが必要になろう。
- ・何処にどれだけ貼るのかなどはよくわからない。
- ・既存のシールを張り替えるとなると大変。
- ・同じ機械がたくさんあって、すべてに同じラベルを貼るのも大変。
- ・色々な許容濃度、管理濃度の値が一致しないのが困る。
- ・許容濃度がない物質についても、データが公開されてMSDSが作成されることを期待している。
- ・早く担当省庁が決まってほしい。それに応じて担当課も決めることになる。
- ・メーカーが一旦作り直すと考えて、新しいMSDSに入れ替えるチャンスと捉えている。
- ・うーむと唸るのみ。これからだ。
- ・ピンと来ていない。

表 2-10 ヒアリング項目 10 および 11 の結果（現場の期待は、国連 GHS 勧告に沿うか？／国連 GHS 勧告が現場で普及していくための課題）

- ・とりたてて、考えられていない。
- ・色で危険の度合いを表せないか。青、黄、赤で順位づけることが可能ではないかと思う。

3.3 現状の化学物質管理のためのラベルの理解度実験の結果および考察

ヒアリングを行った8事業所で、53名の化学物質を取り扱う現場作業員から回答を得た。図3-3-1に10種類の現行ラベルの正解率を示した。法令で定まっている文字のみのラベルである1

～6と比べ、業界が推奨している絵による7～10の方が理解度が高いことを示した。文字情報では全く推測ができないとする回答も見られたが、絵表示の場合には初めて見たとする回答者でも正解している場合も多く、絵表示の情報伝達能力の高さを示唆する結果といえる。

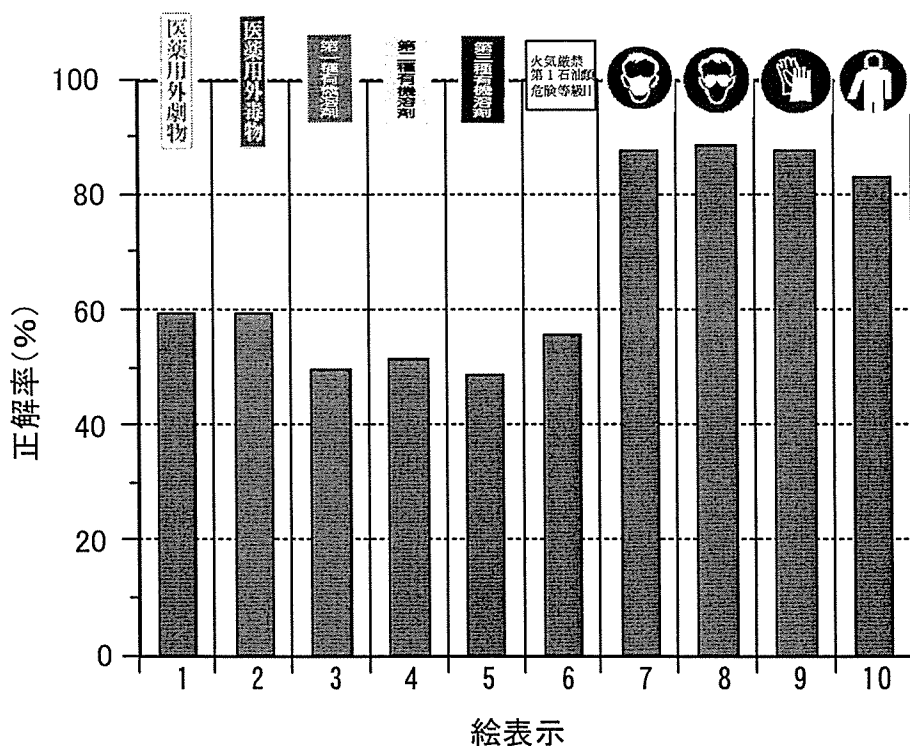


図3-3-1 現行ラベルの理解度の比較

3.4 国連 GHS 勧告の絵表示の理解度の実験の結果および考察

実験対象者は、上記の「ラベル理解度評価実験」調査用紙を直接配布できて、インフォームドコンセントを与えられる状態の者としたが、「ラベル表示理解度評価実験」調査用紙の回収は、提出同意を得た者から行った。回収率は、その場の条件によって異なり、過半数からほぼ 100%であった。最終的な調査用紙回収実験対象者は、204 名であった。

絵表示と文字情報の組合せによる認知度の違いとして、文字情報の部分で 4 分割、すなわち、(1)絵表示のみ、(2)絵表示+注意喚起語、(3)絵表示+注意喚起語+危険有害性情報、(4)絵表示+注意喚起語+危険有害性情報+注意書き-ごとの認知度(回答の正解率)の違いとして、図 3-4-1 に示した。図で明らかのように、文字情報がある方が認知度が高くなっているが、とくに、絵表示 4 については約 3.5 倍、絵表示 5、絵表示 7 および絵表示 9 については約 1.5~2.0 倍、(1)絵表示のみに比べて(4)絵表示+注意喚起語+危険有害性情報+注意書きの方が認知度が向上していた。このことは、絵表示 4 などが単なる絵表示では認知されが

たいことを示唆していると考えられる。すなわち、文字情報なしの絵表示だけでは、9 絵表示の内、「ガスシリンダ」、「腐食性」、「健康有害性」および「水生環境有害性」の 4 絵表示の理解が低いことが明かとなった。

また、自らが燃える危険有害性を示す「炎」と、混合時に他を燃焼させる危険有害性を示す「円上の炎」の違いが認識されていない回答が多く見られた。また、「どくろ」が示す危険有害性の急性毒性は、有害との認識はあるが、毒性学的な厳密な意味が理解されていない傾向が認められた。

その他、(1)絵表示のみと(2)絵表示+注意喚起語での認知度に大きな違いはなく、注意喚起語の「危険」および「警告」では認知度の向上はあまり望めないことが示唆された。

なお、図 3-4-2、図 3-4-3 に示したように、化学物質を現在取扱う仕事に従事するか、学校教育で化学を学んでいる者の方が、ラベルの認知度が高い傾向を示した。

また、その他の、年齢、男女、職業-会社員・研究員・その他・学生、および表示への関心度、については、ラベルの認知度に大きな影響を与えるものではなかった。

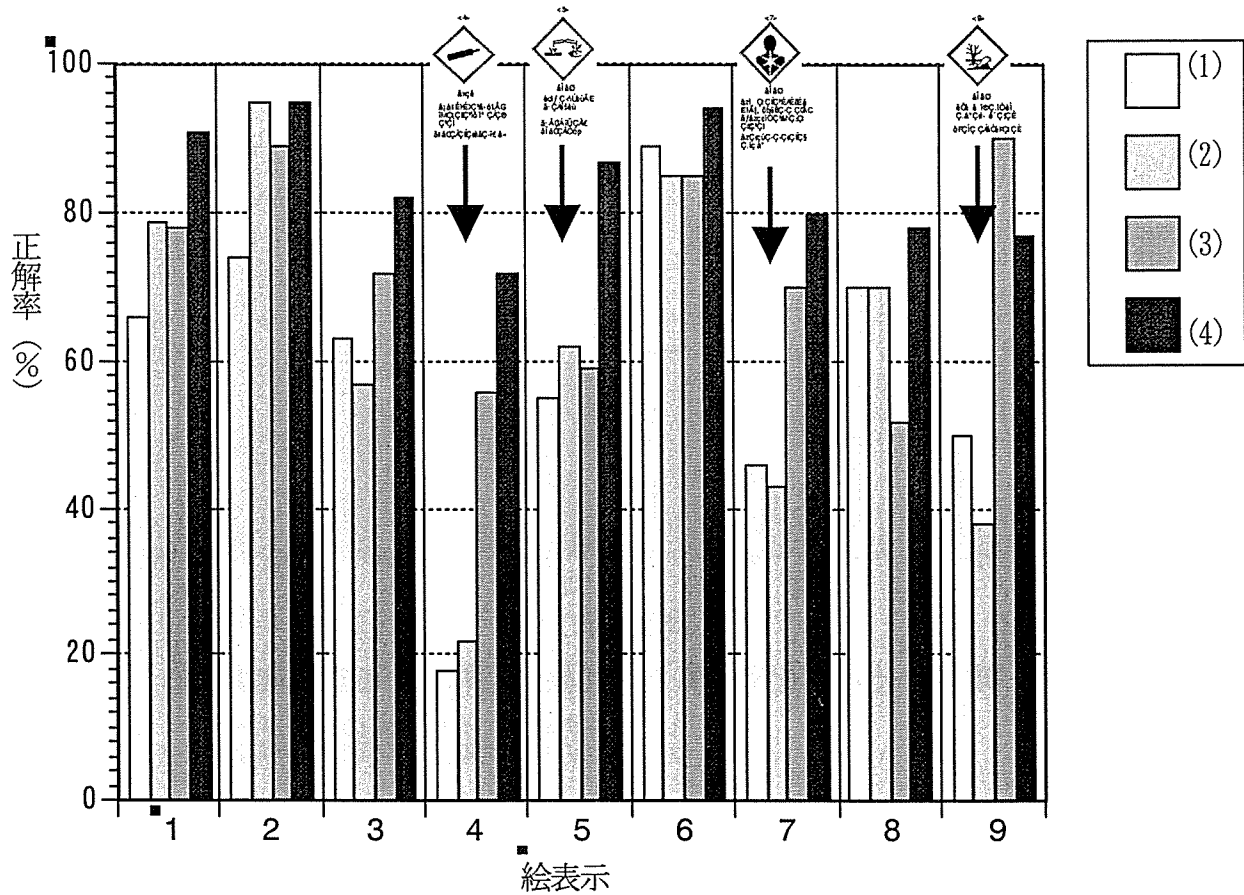


図 3-4-1 絵表示と文字情報の組合せによる認知度の違い

(1) : 絵表示のみ (n=41)

(2) : 絵表示+注意喚起語 (n=43)

(3) : 絵表示+注意喚起語+危険有害性情報 (n=32)

(4) : 絵表示+注意喚起語+危険有害性情報+注意書 (n=88)

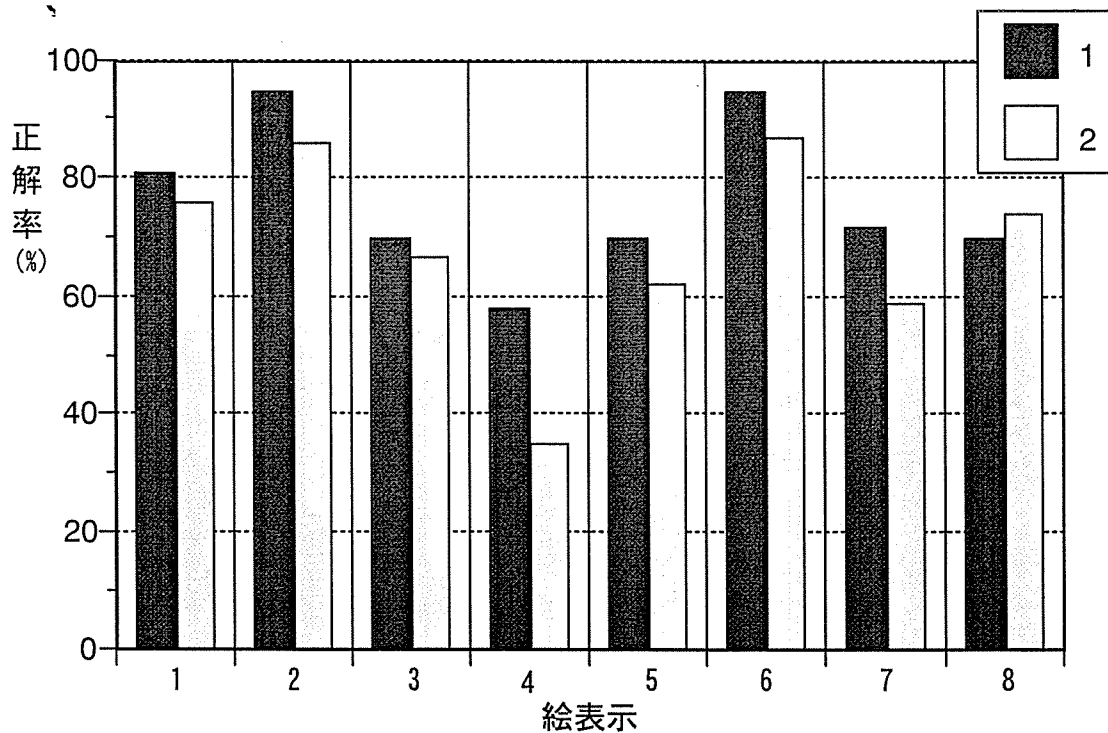


図3-4-2 現在の仕事と化学物質との関係の有無による認知度の違い

1 : 現在の仕事で化学物質の取扱がある
 2 : 現在の仕事で化学物質の取扱がない

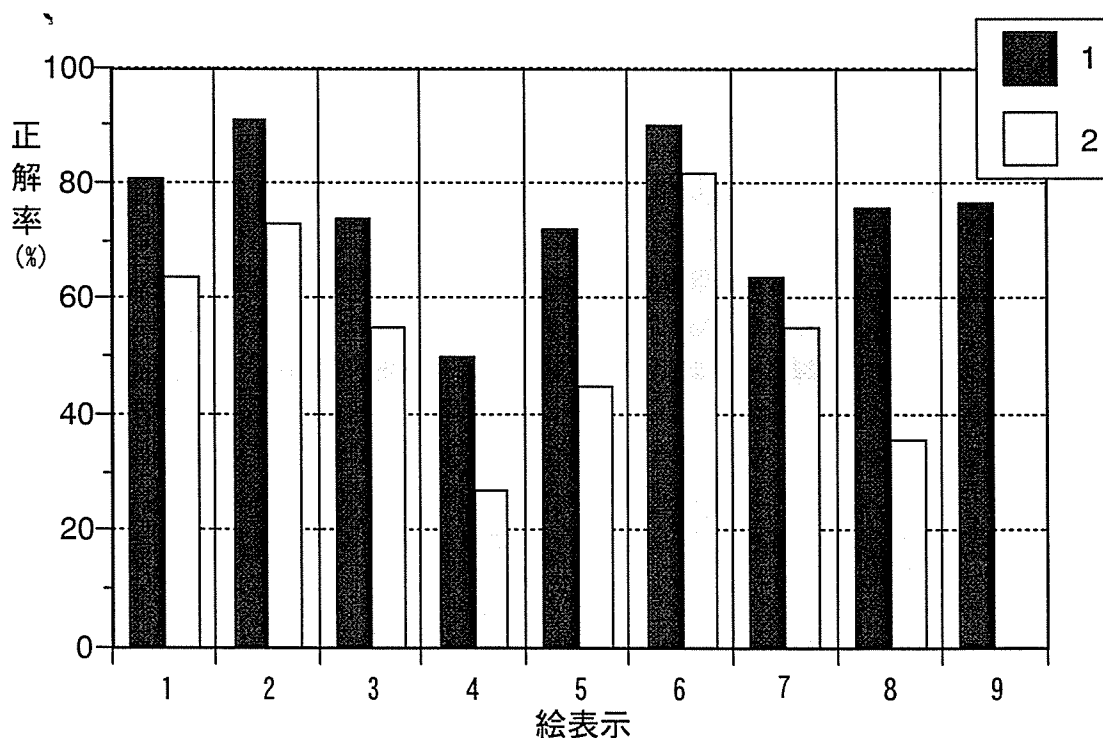


図3-4-3 化学の学校教育による認知度の違い

1 : 高校/大学で化学教育を受けたことがある
 2 : 高校/大学で化学教育を受けたことがない

3.5 国連 GHS 勧告の絵表示理解への追加文字情報の効果の実験の結果および考察

評価対象者は、追加文字情報がある実験では、2005年に開催した5カ所における国連 GHS 勧告についての説明のためのセミナー、研修会、市民団体向け講演会の参加者で同意を得られた者 97名とし、また、比較対照群としての追加文字情報がない実験は、2-4の2004年に開催した研修会参加者および2大学の授業の受講生で同意を得られた者 204名とした。

追加文字情報の有無による正解率の違いの比較が容易なように、国連 GHS 勧告が求めている文字情報の量で異なる4条件で4分割して、図 3-5-1 に正解率を示した。全体的には、追加文字情報が無い方がむしろ正解率が高い場合も認められ、バラツキの大きな実験結果となった。その中で、絵表示4については追加文字情報の効果が認められた。絵表示4は絵表示自身の理解が低く、追加の文字情報がボンベであることをはっきりさせたことによる効果と考えられた。

しかし、絵表示6では、むしろ追加文字情報の逆効果がいずれの条件にも認められた。また、絵表示3についても、3条件で追加文字情報の逆効果が現れた。不正解の回答に燃えるという文字が散見された。この回答から推定されることとして、絵表示3では、「発火物」との文字がそのもの自身が燃える物であるとの誤解を誘導したと考えられ、むしろ「支燃物」などの混合時に燃焼することを強調する文字情報であるべきであったと考えられる。また、絵表示6では、「急性」という毒物学的表現自身が馴染みのない言葉であって、理解を助ける情報ではなかったものと考えられる。

今回、追加文字情報については国連 GHS 勧告の内容から独自に選択したが、追加文字情報が必ずしも理解に役立つとはいえない結果が示された。したがって、今後あらためて、追加情報が必要なのかどうかを含め、どのような追加情報が望ましいのかを検討する実験が必要であると考えられる。

なお、化学についての高等教育や仕事での化学物質との関わりが、ラベルの理解を若干助けている結果であった。

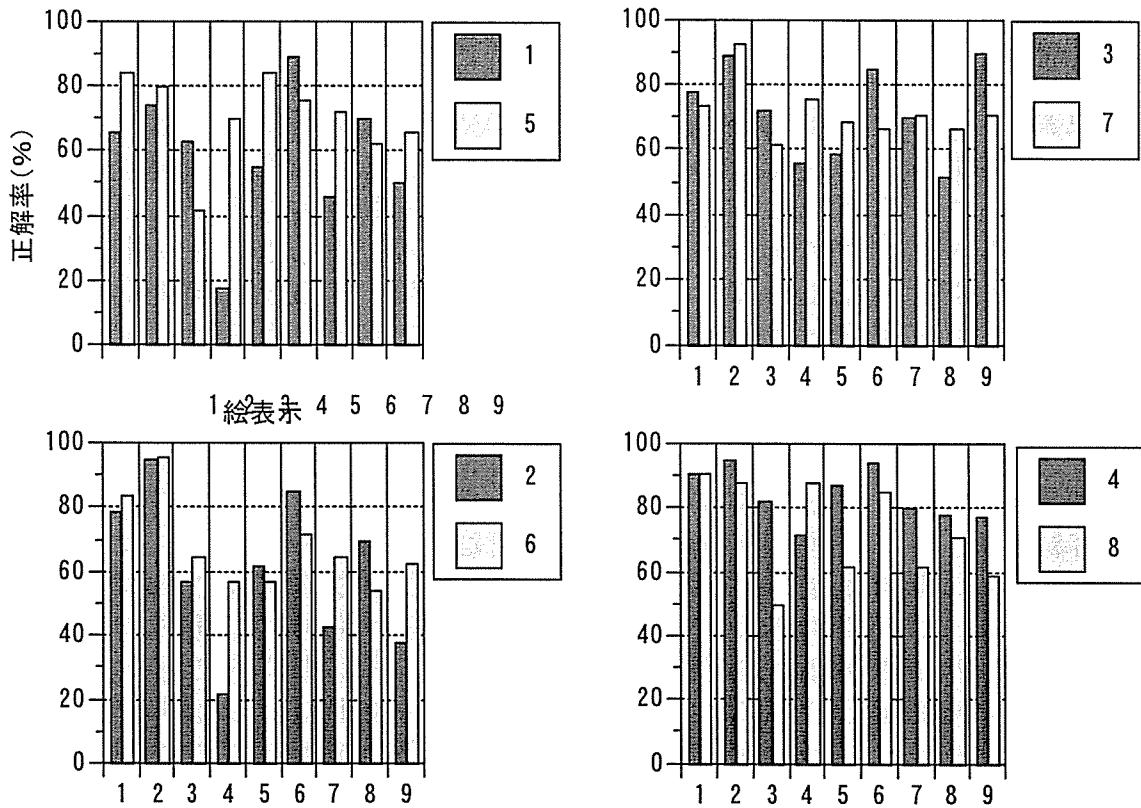


図 3-5-1 追加の文字情報の有無による正解率の変化

- 1: 絵文字のみ
 - 2: 絵文字+注意喚起語
 - 3: 絵表示+注意喚起語+危険有害性情報
 - 4: 絵表示+注意喚起語+危険有害性情報+注意書き
 - 5: 絵文字のみ
 - 6: 絵文字+注意喚起語
 - 7: 絵表示+注意喚起語+危険有害性情報
 - 8: 絵表示+注意喚起語+危険有害性情報+注意書き
- +追加文字情報
- +追加文字情報
- +追加文字情報
- +追加文字情報

4. まとめ（とくに、ラベルを理解しての適切な回避行動をとれるために）

化学物質の危険有害性を示すラベル表示を対象として、日本の化学物質管理の中でのラベル表示の活用、理解度および課題を明らかにするとともに、国連 GHS 勧告のラベルの理解度も評価し、国連 GHS 勧告のラベルの理解を高め、日本への国連 GHS 勧告の導入をスムーズにする教育方法について検討することを目的で、以下の5つの調査・実験を行った。

- (a) 化学物質取扱い事業所に対する化学物質管理のラベル表示（とくに MSDS とラベル）利用方法についてのアンケート調査、
- (b) アンケート回答事業所に対する詳細ヒアリング調査、
- (c) 現状の化学物質管理のためのラベルの理解度実験、
- (d) 国連 GHS 勧告の絵表示の理解度の実験、
- (e) 国連 GHS 勧告の絵表示理解への追加文字情報の効果の実験

これらの調査・実験から、以下のことがいえる。

- (1) アンケート調査（回答数：49 社）から、多くの中・大企業では化学物質管理関連法令に基づく MSDS およびラベルが現場で活用されていることが示された。
- (2) 小数例の詳細なヒアリング調査（対象事業所：8 カ所）から、過去 20 年間で化学物質管理が大きく変わる契機として、(i) ISO 認証取得による定期的な外部監査に備えての取組継続と書類管理

の徹底、(ii) PRTR 法に基づく MSDS の取得（あるいは発行）および化学物質の出入り管理の徹底、が上位に上げられた。

- (3) 使用されている現行の文字のみのラベルの理解度実験（作業員：53 名）では、そもそもラベルの意図を理解している者と全く理解がない者とは、表示の理解に大きな差があることが示唆された。しかし、文字情報では全く推測ができないとする回答も見られたが、絵表示の場合には初めて見たとする回答者でも正解している場合も多く、絵表示の情報伝達能力の高さを示唆する結果といえる。
- (4) 国連 GHS 勧告のラベルの理解度の実験（被験者：204 名）から、国連 GHS 勧告の絵表示については文字情報を加えてセットでラベルとされているが、文字情報なしの絵表示だけでは、9 絵表示の内、「ガスシリンダ」、「腐食性」、「健康有害性」および「水生環境有害性」の 4 絵表示の理解が低く、また、「炎」と「円上の炎」の違い、急性毒性の「どくろ」の意味が理解されていない傾向が認められた。
- (5) ガスシリンダの絵表示は、文字情報が無いと理解度は低く、追加文字情報として「ボンベ」が有効であった。

以上のような結果である日本の化学物質管理の実態および国連 GHS 勧告の理解度の課題を踏まえ、分かりやすい導入支援が必要である。

参考文献

- (1) UNECE . The globally harmonized system of classification and labeling of chemicals .
<http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/officialtext.html>, 2003. なお, 正誤表は :
(http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_text-pdf/ST-SG-AC10-30cle
- (2) 関係省庁連絡会議:化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 関係省庁連絡会議仮訳 ,
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kokusai/GHS/, 2004.
- (3) 日本規格協会 : JIS ハンドブック 60 図記号, 2003.

資料

1. アンケート調査用紙
2. ヒアリング項目用紙
3. 現場写真によるラベル表示の利用例
4. 独自ラベルの例
5. MSDS 研修の例
6. 業界の取組例
7. 安全作業基準書の例

化学物質の危険有害性表示の利用方法についてのアンケート調査のお願い

拝啓

貴社におかれましてはますますご清祥のことと存じ上げます。

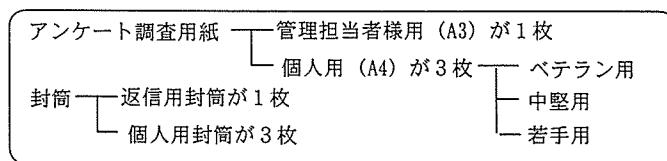
さて、2003 年 7 月に国連が「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」を勧告し、化学物質管理方法についての世界的な統一化の機運が高まっていることはご承知のことと存じます。わたくしどもは、昨年度より厚生労働科学研究費をいただき調査を実施し、セミナーや書籍を通しまして、上記の国連 GHS 勧告の内容の紹介や対応策の検討などを進めているところです。

今回、この国連 GHS 勧告がいよいよ 2006 年にも日本国内にも導入されることが検討されている折、あらためて、現在の産業現場の化学物質管理の現状、とくに化学物質の危険有害性の表示の現在の利用方法をアンケート調査させていただきたいと考えております。つまり、本アンケート調査は、化学物質の危険有害性の表示 (ラベル, MSDS) の現在の利用方法を調査し、国連 GHS 勧告の日本国内導入に際しての課題・取り組むべき点などをあきらかにし、対応策を検討する目的で実施いたします。

国連 GHS 勧告への現場対応は大変であることが予測され、現状を踏まえた困難な面についてのサポートをしていきたいと考えております。アンケート調査から得られました結果は、国連 GHS 勧告の日本国内導入に際しての課題・取り組むべき点などをあきらかにした上で、7 月 21 日 (東京)、27 日 (大阪) での労働科学研究所・維持会セミナーおよび維持会資料 (WSR) でまとめる予定にしております。ご協力への一つのお礼といたしたいと考えております。また、その他の問い合わせにも可能な限り対応していくつもりでおります。

大変お忙しい折大変恐縮ではございますが、御社の化学物質管理担当者にお回しいただき、以下の項目に回答し、同封いたしました返信用封筒で、6 月中にご返却いただけますと幸甚と存じます。また、さらにご協力いただけます場合には (可能な限りでお願いいたします)、現場のベテラン (10 年上)、中堅 (5 年以上)、若手の 3 名をお選びいただき、個人用アンケート用紙 (A4 1 枚もの) を配布し、密封後の回収および返信用封筒に同封することにつきましてもよろしくお願い致します (同封しました、封が可能な封筒をご利用ください)。

なお、企業名や回答者名が特定される等の情報は公開いたしませんので、ありのままをご記入ください。



敬具

216-8501 神奈川県川崎市宮前区菅生 2-8-14

(財) 労働科学研究所・研究部

原 邦夫, 酒井一博, 北島洋樹

問い合わせ先: 原 (Tel:044-977-2121(直 4021); Fax:044-976-8659; E-mail:k.hara@isl.or.jp)

化学物質の危険有害性表示の利用方法アンケート調査（管理担当者様用）

以下の項目で該当する番号を○で囲んでください。必要であれば、複数回答も可能といたします。

1. 記入者であるご自身についてお尋ねします。

- (1) 所属部署： _____, (2) 役職名： _____
(3) 勤続年数： _____ 年, (4) 所属部署の勤続年数： _____ 年, (5) 年齢： _____ 才
(6) 化学物質管理への関わり方は、以下のどれに該当しますか
1-総括管理, 2-購入管理, 3-データ管理, 4-現場での取扱, 5-その他（ _____ ）

2. 事業概要についてお尋ねします。

- (1) 業種は以下のどれに該当しますか 製造業は下記の分類番号もご記入ください。
1-製造業（日本標準産業分類番号： _____ ）、2-建設業, 3-電気・ガス等業, 4-機器・家具修理業, 5-廃棄物処理業, 6-その他

【製造業】09：食料品製造業, 10：飲料・たばこ・飼料製造業, 11：繊維工業（衣服, その他の繊維製品を除く）, 12：衣服・その他の繊維製品製造業, 13：木材・木製品製造業（家具を除く）, 14：家具・装備品製造業, 15：パルプ・紙・紙加工品製造業, 16：印刷・同関連業, 17：化学工業, 18：石油製品・石炭製品製造業, 19：プラスチック製品製造業（別掲を除く）, 20：ゴム製品製造業, 21：なめし革・同製品・毛皮製造業, 22：窯業・土石製品製造業, 23：鉄鋼業, 24：非鉄金属製造業, 25：金属製品製造業, 26：一般機械器具製造業, 27：電気機械器具製造業, 28：情報通信機械器具製造業, 29：電子部品・デバイス製造業, 30：輸送用機械器具製造業, 31：精密機械器具製造業, 32：その他の製造業

(2) 取扱化学物質は、以下のどれに該当しますか（複数回答可）

- 1-有機溶剤, 2-特定化学物質, 3-危険物, 4-毒劇物,
5-その他（ _____ ）、6-化学物質は取り扱っていない

(3) 化学物質の製造方法または取扱いは、以下のどれに該当しますか（複数回答可）

- 1-開放系のプラント, 2-閉鎖系のプラント, 3-塗装, 4-接着, 5-洗浄,
6-その他（ _____ ）

(4) 規模は以下のどれに該当しますか（事業所全体の従業員数についてお応えください）

- 1-1～49人, 2-50～99人, 3-100～299人, 4-300～499人, 5-500～999人, 6-1000人以上

3. 化学物質の労働安全衛生面での管理の実際についてお尋ねします。

(1) 化学物質の労働安全衛生面での管理の位置づけは、以下のどれに該当しますか

- 1-最優先, 2-上位に位置づけ, 3-通常の労働安全衛生活動の一つ,
4-その他（ _____ ）

(2) 管理方法は以下のどれに該当しますか

- 1-法遵守を重視, 2-法以上の取り組み, 3-とくに考えていない,
4-その他（ _____ ）

(3) 前質問で2を選択された方にお聞きします。法以上の取り組みとしては、以下のどれに該当しますか（複数回答可）

- 1-組織整備, 2-設備の改善, 3-独自の教育, 4-その他（ _____ ）

(4) 今後の管理方法として考えていることは、以下のどれに該当しますか（複数回答可）

- 1-世界的な基準に適合させる, 2-教育を強化する, 3-外部機関を利用する,
4-その他（ _____ ）

4. 化学物質の危険有害性などについて、職場の壁等に表示している内容についてお尋ねします。

(1) 職場でどのような化学物質関連の表示をしていますか（現場の実際についてお書きください）

1, 2, 3 を○で囲ってください (複数回答可)。

	している	していない	必要がない
1-第1, 2, 3種の有機溶剤の区分表示:	1	2	3
2-有機溶剤中毒防止のための表示:	1	2	3
3-特定化学物質の揭示:	1	2	3
4-その他の労働安全衛生法令関連の表示 (例えば:)
5-毒物及び劇物取締法の表示:	1	2	3
6-消防法の表示:	1	2	3
7-化審法の表示:	1	2	3
8-薬事法の表示:	1	2	3
9-日本試薬連合会指針の表示:	1	2	3
10-独自製作した表示 ()
11-その他 ()
** (→10 を選択された理由:)

(2) 表示の利用頻度はどの程度ですか 以下のどれに該当しますか

- 1-よく利用している (理由: _____),
- 2-利用していない (理由: _____),
- 3-利用する必要がない

(3) 職場で化学物質関連の表示のルールと実際についてお尋ねします (複数回答可)。

・ (3)-1 ルール上ではいつ利用することになっていますか (複数回答可)

- 1-作業前に確認, 2-容器の移し替え時, 3-自主点検時, 4-新人研修時,
- 5-配置転換時の研修時, 6-緊急事態訓練時,
- 7-その他 (_____),
- 8-取り立てて利用していない (理由: _____)

・ (3)-2 実際にはいつ利用していますか (複数回答可)

- 1-作業前に確認, 2-容器の移し替え時, 3-自主点検時, 4-新人研修時,
- 5-配置転換時の研修時, 6-緊急事態訓練時,
- 7-その他 (_____),
- 8-取り立てて利用していない (理由: _____)

(4) もし新しい表示を考えるのであれば, どのようなものが最も望ましいですか 国連 GHS 勧告にこだわらずお選びください

- 1-分かりやすい文字情報, 2-分かりやすい絵表示, 3-ビデオなどの映像表示,
- 4-その他 (_____)

5. 化学物質等安全データシート・MSDS についてお尋ねします。

(1) MSDS の実際の利用状況は, 以下のどれに該当しますか

- 1-現場で利用している (利用方法: _____),
- 2-利用していない, 3-利用する必要がない

(2) 利用頻度はどの程度ですか 以下のどれに該当しますか

- 1-よく利用している (理由: _____),
- 2-利用していない (理由: _____),
- 3-利用する必要がない

(3) MSDS はどこで管理していますか 以下のどれに該当しますか

- 1-職場, 2-購入部署, 3-購入個人, 4-管理担当部署, 5-本社管理部門,

- 6-把握できていない, 7-その他 ()
- (4) MSDS の利用目的は, 以下のどれに該当しますか (複数回答可)
- 1-購入時の危険有害性の確認, 2-職場での管理方法の決定, 3-作業前の危険有害性の確認,
4-緊急事態訓練,
5-その他 ()
- (5) MSDS を新たに作成していますか (項目は JIS 化されています)
- 1-作成している, 2-作成していない, 3-必要がない
- (6) 前質問で「1-作成している」を選択された方にお聞きします。作成方法は, 以下のどれに該当しますか
- 1-自社担当者が作成する, 2-外注している, 3-作成の必要がない, 4-その他 ()
- (7) 前質問で「1-自社担当者が作成する」を選択された方にお聞きします。参考資料の入手方法は, 以下のどれに該当しますか (複数回答可)
- 1-購入先の MSDS, 2-日本行政データ, 3-欧米諸外国行政のデータ, 4-インターネット等から入手した専門機関のデータ, 5-その他 ()
- (8) MSDS を現場で利用しやすくするためには何が必要ですか 自由にお書きください ()

6. 国連 GHS 勧告についてお尋ねします。

- (1) 国連 GHS 勧告についての知識として, 以下のどちらに該当しますか
- 1-よく知っている, 2-聞いたことがある, 3-全く知らない
- (2) 国連 GHS 勧告への対応担当者・部署は, 以下のどちらに決まっていますか
- 1-化学物質管理担当者, 2-化学物質管理担当部署, 3-環境管理部署,
4-まだ決まっていない, 5-その他 ()
- (3) 国連 GHS 勧告への今後の取り組み方法として, 以下のどれに該当しますか
- 1-独自に専門家を養成, 2-外部研修会等の参加による内部担当者の能力向上, 3-外部コンサルタントなどの利用,
4-その他 ()

7. 化学物質管理で, 今, 具体的にどのようなことが求められているとお考えですか 自由にご記入ください ()

8. その他, ご意見, ご要望がありましたらご記入ください ()

ご協力ありがとうございました。

なお, 企業ヒアリングも考えております。差し支えなければ, お名前, メールアドレスをご記入ください。

(御社名: , お名前: , メールアドレス:)

化学物質の危険有害性表示の利用方法アンケート調査（個人用）

以下の項目で該当する番号を○で囲んでください。必要であれば、複数回答も可能といたします。封筒に入れ、封をして管理担当者様にお渡しください。

1. 記入者であるご自身についてお尋ねします。

(1) 所属部署： _____, (2) 役職名： _____

(3) 勤続年数： _____ 年, (4) 所属部署の勤続年数： _____ 年, (5) 年齢： _____ 才

(6) 化学物質の関わり方は、以下のどれに該当しますか

- 1-直接取扱い（具体的に： _____ ）、
2-購入・保管, 3-廃棄処理, 4-データ管理, 5-その他（ _____ ）

(7) 化学物質の関わり頻度は、以下のどれに該当しますか

- 1-しばしばある, 2-希にある, 3-ほとんどない

(8) 化学物質取扱いの教育・訓練については、以下のどれに該当しますか

- 1-毎年のように充分受けてきた, 2-希にあった, 3-ほとんどない

2. 化学物質の危険有害性などについて、職場の壁等に表示している内容についてお尋ねします。

(1) 職場でどのような化学物質関連の表示をしていますか（現場の実際についてお書きください） 1, 2, 3 を○で囲ってください（複数回答可）。

	している	していない	必要がない
1-第1, 2, 3種の有機溶剤の区分表示：	1	2	3
2-有機溶剤中毒防止のための表示：	1	2	3
3-特定化学物質の掲示：	1	2	3
4-その他の労働安全衛生法令関連の表示（例えば： _____ ）			
5-毒物及び劇物取締法の表示：	1	2	3
6-消防法の表示：	1	2	3
7-化審法の表示：	1	2	3
8-薬事法の表示：	1	2	3
9-日本試薬連合会指針の表示：	1	2	3
10-独自製作した表示（ _____ ）			
11-その他（ _____ ）			
**（→10を選択された理由： _____ ）			

(2) 表示の利用頻度はどの程度ですか 以下のどれに該当しますか

- 1-よく利用している（理由： _____ ）、
2-利用していない（理由： _____ ）、
3-利用する必要がない

(3) 職場で化学物質関連の表示のルールと実際についてお尋ねします（複数回答可）。

・ (3)-1 ルール上ではいつ利用することになっていますか（複数回答可）

- 1-作業前に確認, 2-容器の移し替え時, 3-自主点検時, 4-新人研修時,
5-配置転換時の研修時, 6-緊急事態訓練時,
7-その他（ _____ ）,

8-取り立てて利用していない（理由： _____ ）

・ (3)-2 実際にはいつ利用していますか（複数回答可）

- 1-作業前に確認, 2-容器の移し替え時, 3-自主点検時, 4-新人研修時,
5-配置転換時の研修時, 6-緊急事態訓練時,

7-その他 () ,

8-取り立てて利用していない (理由:)

(4) もし新しい表示を考えるのであれば, どのようなものが最も望ましいですか 国連 GHS 勧告にこだわらずお選びください

1-分かりやすい文字情報, 2-分かりやすい絵表示, 3-ビデオなどの映像表示,

4-その他 ()

3. 化学物質等安全データシート・MSDS についてお尋ねします。

(1) MSDS の実際の利用状況は, 以下のどれに該当しますか

1-現場で利用している (利用方法:) ,

2-利用していない, 3-利用する必要がない

(2) 利用頻度はどの程度ですか 以下のどれに該当しますか

1-よく利用している (理由:) ,

2-利用していない (理由:) ,

3-利用する必要がない

(3) MSDS はどこで管理していますか 以下のどれに該当しますか

1-職場, 2-購入部署, 3-購入個人, 4-管理担当部署, 5-本社管理部門,

6-把握できていない, 7-その他 ()

(4) MSDS の利用目的は, 以下のどれに該当しますか (複数回答可)

1-購入時の危険有害性の確認, 2-職場での管理方法の決定, 3-作業前の危険有害性の確認, 4-緊急事態訓練,

5-その他 ()

(5) MSDS を新たに作成していますか (項目は JIS 化されています)

1-作成している, 2-作成していない, 3-必要がない

(6) 前質問で「1-作成している」を選択された方にお聞きします。作成方法は, 以下のどれに該当しますか

1-自社担当者が作成する, 2-外注している, 3-作成の必要がない, 4-その他 ()

(7) 前質問で「1-自社担当者が作成する」を選択された方にお聞きします。参考資料の入手方法は, 以下のどれに該当しますか

1-購入先の MSDS, 2-日本行政データ, 3-欧米諸外国行政のデータ, 4-インターネット等から入手した専門機関のデータ, 5-その他 ()

(8) MSDS を現場で利用しやすくするためには何が必要ですか 自由にお書きください ()

4. 国連 GHS 勧告について, 以下のどちらに該当しますか

1-よく知っている, 2-聞いたことがある, 3-全く知らない

5. 化学物質管理で, 今, 具体的にどのようなことが求められているとお考えですか 自由にご記入ください ()

6. その他, ご意見, ご要望がありましたらご記入ください ()

ご協力ありがとうございました。

216-8501 神奈川県川崎市宮前区菅生 2-8-14 (財) 労働科学研究所・研究部

2005 年 9 月 30 日

趣意書：化学物質管理の現場ラベル表示についてのヒアリングのお願い

拝啓

貴社におかれましてはますますご清祥のことと存じ上げます。

現在、世界的な化学物質管理方法の新たな展開が進められようとしております。とくに 2003 年 7 月に勧告されました国連「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」は、日本にも大きな影響があることはご承知のことと存じます。わたくしどもは、昨年度より厚生労働科学研究費をいただき、この国連 GHS 勧告の日本導入をスムーズに行うための調査・研究を進めているところです。

先般、多くのご協力を得て私共が実施いたしました「化学物質の危険有害性表示の利用方法についてのアンケート調査」から多くの情報が得られました。現場での危険有害性の表示および化学物質等安全性データシート・MSDS の利用がかなりの割合でなされていること、法の整備が急がれること、時間的猶予・資金的な支援が必要なこと、私共の研究所には分かりやすい情報提供や教育方法の確立が求められていること、などを確認することができました。ともかく、日本の事業所の CSR レベルの高さを示す結果とも評価いたしております。

さて、アンケート調査結果を踏まえまして、国連 GHS 勧告による新しい化学物質管理方法が 2006 年度にも導入されることが検討されている折に改めて、以下の現状について、直接お伺いさせていただいて、お聞かせいただければと考えております。

1. 管理担当者の方に 30 分程度、全体状況として、
 - (1) 現場の詳しい化学物質危険有害性表示の利用の実状
 - (2) 現場の化学物質危険有害性表示の課題・望ましいあり方もし可能でしたら、現場をご案内いただけますと幸甚です。
2. 10 人前後の現場担当者の方に 30 分程度の質問
 - (3) 現在の現場の化学物質危険有害性表示のわかりやすさの質問

なお、(3)につきましては、少し大がかりになります。ご無理なようでしたら、少人数でも構いませんし、(1)、(2)についてのみでも構いません。

ご協力いただけるようでしたら、10 月、11 月のご都合の良い日に直接お伺いさせていただければと考えております。突然のメールでのお願いで失礼とは存じますが、後日、お電話させていただく予定でおります。ご検討よろしく願いいたします。

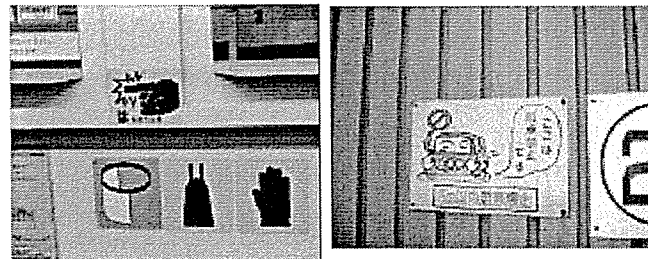
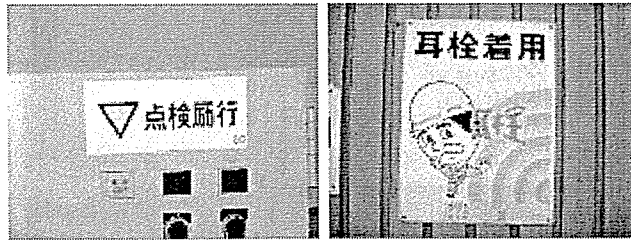
敬具

216-8501 神奈川県川崎市宮前区菅生 2-8-14
(財) 労働科学研究所・研究部
原 邦夫, 酒井一博, 北島洋樹

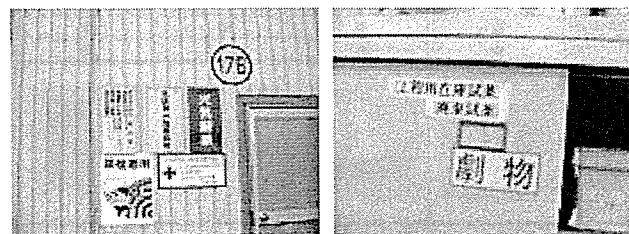
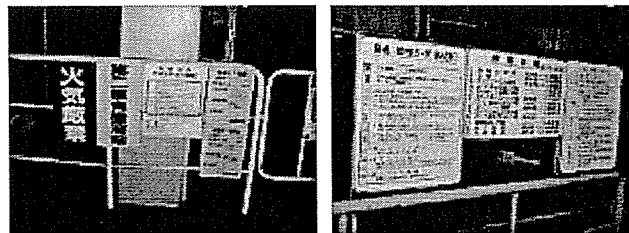
問い合わせ先：原 (Tel:044-977-2121(直 4021); Fax:044-976-8659; E-mail:k.hara@isl.or.jp)

資料3. 現場写真による ラベル表示の利用例

3.1 独自ラベル

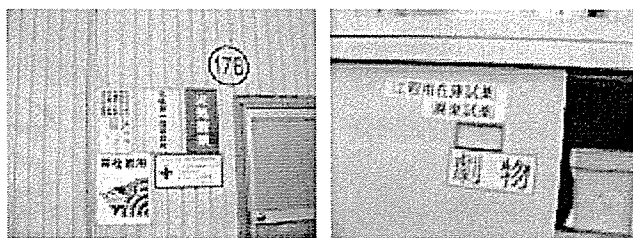


3.2 法令のラベル表示の例



3. 3MSDSの現場活用の例

ラベル表示と保管MSDSの
番号を合わせる！







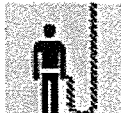



安全衛生シンボルマーク・マニュアル

このマニュアルは、JIS S 5017(1997)「JIS Y 1000 規定する労働者保護用の安全衛生シンボルマーク」に基づき
制定したものであり、特に標記による危険警告や、禁止・注意事項、保護具着用等を指示する方式とし、
適用範囲は安全衛生マークの種類として、作業場の全体標識の表示、禁止や注意 JIS Y 1000 上のマークに
よるものとする。
(注) JIS S 5017(1997)の安全標識の表示方法については別添。

資料 4. 独自ラベルの例

■シンボルマーク

図 1 (JIS S 5017)
図 2 (JIS S 5017)

マーク				
内容 寸法	1.安全帽	2.呼吸マスク	3.保護着	4.洗耳
400×400	●			
300×200	●	●	●	●
100×100	●	●	●	●
マーク				
内容 寸法	5.安全帯	6.安全靴	7.安全靴	8.安全靴
400×400	●			
300×200	●	●	●	●
100×100	●	●	●	●